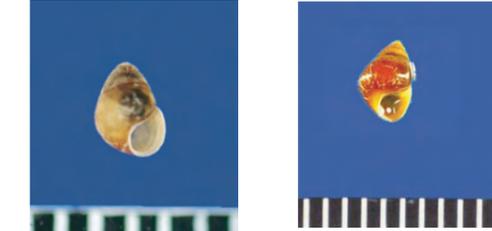


| 項目 | 影響区分 | 想定される変化 | 予測結果 | 環境保全措置 |
|-------|-------|---|--|---|
| 動物 | 直接改変 | 河道拡幅・掘削による生息環境の改変 | ヨシ群落等の隠れ場のある河岸部に生息するヒトハリザトウムシの生息域が減少します。 | 検討する |
| | | | 大橋川河岸のヨシ生育面積の34.4%が消失し、ヨシ群落で生活するウデワユミアシサシガメ、ヨシダカワザンショウガイ、ムシヤドリカワザンショウガイの生息状況が変化します。 | 検討する |
| | | | 上欄の種を除く70種については、予測地域を主要な生息環境としていない、または予測地域内及び予測地域周辺に生息環境が残されることから、河道拡幅・掘削による生息環境の改変の程度は小さいと考えられます。 | - |
| | 直接外改変 | 水環境の変化による生息環境の変化 | いずれの種についても、生息可能な塩分は維持されるまたは改修後の塩分範囲に含まれること、塩分以外の水環境の変化は小さいことから、生息環境の変化は小さいと考えられます。 | - |
| 植物 | 直接改変 | 河道拡幅・掘削による生育適地の減少、消失 | 水田に生育するスズメハコベ、ヒメシロアサザ、カワチシャ及び河岸部に生育するオオクグ群落、コアマモの確認地点や確認群落の一部が消失します。 | 検討する |
| | | | 上欄の種を除く9種2群落については、予測地域を主要な生育環境としていない、または予測地域内及び予測地域周辺に生育環境が残されることから、河道拡幅・掘削による生育環境の改変の程度は小さいと考えられます。 | - |
| | 直接外改変 | 水環境の変化による生育環境の変化 | いずれの種についても、生育可能な塩分は維持されるまたは改修後の塩分範囲に含まれること、塩分以外の水環境の変化は小さいことから、生育環境の変化は小さいと考えられます。 | - |
| 上位性 | ミサゴ | 休息場や狩り場の変化、水環境の変化による餌環境（魚類）の変化、水の濁りの変化による餌のとりやすさの変化 | 狩り場・休息場の変化は小さく、餌生物の生息状況や餌のとりやすさの変化も小さいことから、ミサゴの生息は維持されると考えられます。 | - |
| | | スズキ | 大橋川を経由した移動状況の変化、水環境の変化による餌環境（魚類・底生動物等）の変化、水の濁りの変化による餌のとりやすさの変化 | 移動経路、季節移動の状況は維持されるとともに、餌生物の生息状況や餌のとりやすさの変化は小さいことから、スズキの生息は維持されると考えられます。 |
| | 生態系 | 直接改変 | 河道拡幅・掘削による大橋川湿性池及び水域の典型的な環境の変化 | ヨシ生育面積の34.4%、コアマモ生育面積の95.7%が消失し、これらの植生を利用する種の生息状況が変化し、大橋川湿性池と大橋川水域の典型性が変化します。 |
| 直接外改変 | | 水環境の変化による各類型区分の典型的な環境の変化 | 大橋川水域及び穴道湖の塩分は上昇するが、塩分以外の水環境の変化は小さく、中海、本庄水域、境水道においても水環境の変化は小さいことから、各環境類型区分の典型性は維持されると考えられます。 | - |
| 移動性 | | 大橋川河岸部の拡幅・掘削によるマハゼ稚魚の遡上状況の変化 | マハゼ稚魚は遡上時に様々な水深帯を利用し、大橋川改修後も利用可能な水深帯は残る事から、マハゼに代表される底生魚の稚魚の遡上状況は維持されると考えられます。 | - |
| | 直接外改変 | 穴道湖～境水道の水温や塩分の変化によるサツパやコノシロ等の季節的な移動状況の変化 | 移動状況を変化させる程の水質の変化は生じないため、汽水性のコノシロやサツパ等に代表される魚類の季節的な移動状況は維持されると考えられます。 | - |

ヒトハリザトウムシ ウデワユミアシサシガメ



ヨシダカワザンショウガイ ムシヤドリカワザンショウガイ



スズメハコベ ヒメシロアサザ



カワチシャ オオクグ



大橋川左岸のヨシ群落



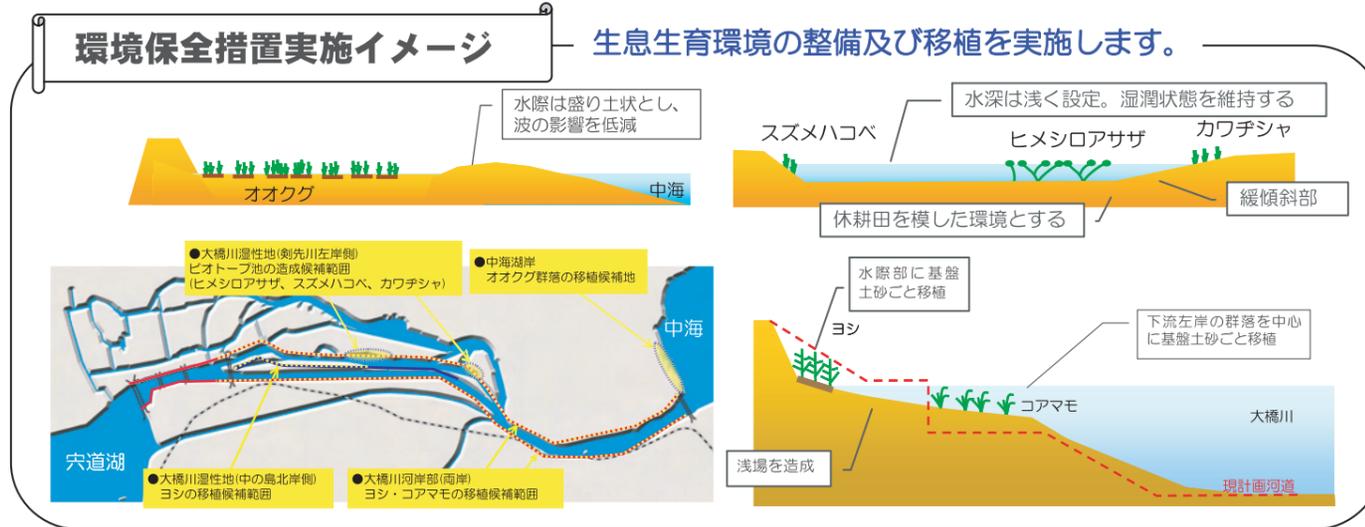
大橋川河口左岸のコアマモ群落



予測の結果、大橋川改修事業の影響を受けると考えられる以下の種及び群落について環境保全措置を実施します。

- 動物：ヒトハリザトウムシ、ウデワユミアシサシガメ、ヨシダカワザンショウガイ、ムシヤドリカワザンショウガイ
- 植物：スズメハコベ、ヒメシロアサザ、カワチシャ、オオクグ群落、コアマモ
- 生態系（典型性）：ヨシ、コアマモ

なお、環境保全措置の実施については、専門家の指導を仰ぎ、大橋川中下流を中心に詳細な位置を決めていきます。



事後調査

環境保全措置について、その効果に係る知見が不十分であり、環境影響の程度が著しいものになるおそれがある内容については、大橋川改修事業の実施中及び実施後に事後調査を実施します。いずれの事後調査も、専門家の指導・助言を得ながら実施し、その結果は事後調査報告として公表します。

| 事後調査の項目 | 行う内容 | 環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針 | |
|---------|-----------------------------|------------------------------|--|
| 動物 | ヒトハリザトウムシ | 移植後の生息の状況及び生息環境の状況の確認 | 専門家の指導、助言を得ながら、その時点での状況に応じ、新たな環境保全措置等の実施を検討する。 |
| 植物 | ヒメシロアサザ、スズメハコベ、カワチシャ、オオクグ群落 | 移植後の個体及び群落の生育の状況の確認 | |
| 生態系 | コアマモ | コアマモの移植後の生育状況の確認 | |

環境監視

環境保全措置を講じないと判断した項目のうち、特に配慮が必要と考えられる「穴道湖沿岸域及び大橋川水域における、ヤマトシジミ及びホトトギスガイの分布状況」、「大橋川における底生魚の稚魚の遡上状況」について環境監視を行うこととします。

また、対象事業が流動（塩分）を始めとする水環境や動植物及び生態系に与える影響の程度、並びに環境保全措置の実施の内容の実現の程度については、モニタリング等によって確認しながら事業を進めることとし、環境影響の程度が著しいことが予測される場合も含めて明らかとなった場合は、新たな環境保全措置を含めた対策の検討を行い、必要に応じて工事の進め方を変更するなど適切な対応を行うこととします。

モニタリングは、協議会等を組織し、意見、助言を得て作成した計画に基づき実施することとします。実施にあたっては、必要に応じて関係機関等との情報の交換、共有化を図りながら効率的に行い、その結果は、広く住民に公表することとします。

※調査結果及び予測結果の詳細については、巻末に記載した閲覧場所にて、本編をご覧ください。